

分収造林事業等プロポーザル《牧(糠流谷)》 募集要領

第1 プロポーザルの種類 2 型

第2 事業地概要

- (1) 事業番号 令和3年度 S-4-409 スナガレダニ
- (2) 事業名 分収造林事業(木材生産)
- (3) 事業場所 甲賀市信楽町牧 事業地No.409 牧(糠流谷)
- (4) 事業地面積 84.52 ha
- (5) 施業区域面積 25.00 ha
- (6) 搬出材積 1,252 m³ (A・B材)
- (7) 作業道延長 4,190 m W=2.5m以上

第3 事業内容等

- (1) 事業内容
 - ① 立木の抜き切り等による伐採
 - ② 伐採した立木の集材および造材
 - ③ 事業地内から土場への搬出、運搬
 - ④ 土場で素材の仕分け、寸検、積込および素材管理
 - ⑤ 搬出に必要な作業道開設や架線設置などの作業
- (2) 事業期間
契約締結日から令和3年12月24日まで
- (3) 仕様書
別途定める特記仕様書によるものとする。
- (4) 予算額
30,100,000 円(税込)
- (5) 想定する森林経営計画
計画種別： 区域計画 (区域面積:989.13 ha)

第4 提案事項

- (1) 基本事項
 - ① 本事業の実施に必要な人員と工程
 - ② 工程表
- (2) 企画事項
 - ① 作業システム
 - ② 造材目標
 - ③ 土場の設置
 - ④ 林地保全対策
 - ⑤ 労働安全対策
 - ⑥ 森林経営計画
- (3) 価格事項
 - ① 見積内容
 - ② 公社負担事業費
- (4) アピール事項
自社のアピール等
- (5) 提案に際しての留意点
 - ① 施業区域面積および搬出材積は、第2(5)、(6)に示す数量以上を確保すること。
 - ② 森林経営計画(案)を添付すること。

第5 現地説明会

プロポーザルにかかる現地説明会を次のとおり開催する。
プロポーザルに参加を希望する者は、必ず現地説明会に参加すること。

- (1) 開催日時 令和3年4月9日(金) 9時30分～
- (2) 開催場所 甲賀市信楽町牧地先 現地集合
- (3) 受付期間 現地説明会に参加しようとする者は、分収造林事業等プロポーザル現地説明会参加申込書(別紙様式1)を令和3年4月8日(木)17時までに、持参、郵送、FAXまたは電子メールで提出すること。持参する場合を除き、郵送または送信の旨を必ず電話で連絡すること。

第6 質疑

質疑は、分収造林事業等プロポーザルに関する質問書(別紙様式2)により持参、郵送、FAXまたは電子メールで受け付ける。持参する場合を除き、郵送または送信の旨を必ず電話で連絡すること。

質疑の受付期日は、令和3年4月13日(火) 17時までとする。

質疑と回答の内容は、現地説明会の参加者全員にFAXで通知する。

第7 提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を作成し、期限までに提出すること。

なお、1者につき1提案とし、複数の提案書の提出や共同企業体の代表者または、構成員として重複して提出することは認めない。

(1) プロポーザル参加申込書

提出期限は、令和3年4月16日(金) 17時までとする。

分収造林事業等プロポーザル参加申込書(別紙様式3)に次に掲げる書類を添えて、持参または郵送で提出すること。

なお、共同企業体での参加申込は、連名により1部提出することとし、次に掲げる書類については、構成員となる者すべてにおいて提出すること。

ただし、公社の「入札等参加資格者名簿」に登録済みの者は、書類の添付を省略できる。

- ① 労働保険料等納入通知書等労災保険への加入のわかる書類の写し
- ② 都道府県税ならびに消費税および地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。)またはその写し
- ③ 法人にあっては、登記事項証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。)および印鑑証明書、個人にあっては印鑑証明書
- ④ 滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)に定める木材業者登録証の写し(ただし、申請書の写しを提出することにより登録証の写しに代えることができる。なお、木材業者登録証発行後は、速やかに本登録証の写しを提出すること。)
- ⑤ 暴力団または暴力団員等でない旨の誓約書(別紙様式4)
なお、申請者が地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等(森林組合等)の場合を除く。
- ⑥ 役職員名簿(別紙様式5)
役員の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日および性別が記入されたものに限る。
なお、申請者が地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等(森林組合等)の場合を除く。
- ⑦ 申請日直前の事業年度決算関係証明書類
法人にあっては貸借対照表および損益計算書、個人にあっては所得税の確定申告書の写し
- ⑧ 使用印鑑届(別紙様式6)

持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、簡易書留郵便により提出期限までに必着とし、プロポーザル参加申込書を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 企画提案書

分収造林事業等企画提案書(別紙様式7)により持参または郵送により提出すること。

提出期間は、令和3年4月15日(木) 9時から令和3年4月19日(月) 17時までとする。

持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、簡易書留郵便により提出期限までに必着とし、企画提案書を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

第8 企画提案書についてのヒアリング

提出された企画提案書については、次のとおり審査委員会で個別ヒアリングを行うので、プロポーザル参加者は出席すること。

- (1) 実施日 令和3年4月21日 (水)
- (2) 実施場所 滋賀県大津合同庁舎 6階 滋賀県造林公社
- (3) その他 ヒアリングは各提案者ごとに30分程度を予定している。
開始時間等については、企画提案書を提出後に別途連絡する。

第9 日程

項 目	日 程
①プロポーザルの公表	令和3年4月2日 (金)
②募集要領等の質疑受付期間	令和3年4月12日 (月) ~ 令和3年4月13日 (火)
③現地説明会	令和3年4月9日 (金) ※参加申込提出期限 令和3年4月8日 (木) 17時まで
④プロポーザル参加申込期間	令和3年4月12日 (月) ~ 令和3年4月16日 (金) ※提出期限 令和3年4月16日 (金) 17時まで
⑤企画提案書の受付期間	令和3年4月15日 (木) ~ 令和3年4月19日 (月) ※提出期限 令和3年4月19日 (月) 17時まで
⑥企画提案書のヒアリング	令和3年4月21日 (水) ※開催場所 滋賀県大津合同庁舎 6階 滋賀県造林公社

第10 留意事項

- (1) 失格または無効
次の各号に該当した場合、失格または無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 募集要領等に違反すると認められた場合
- (2) 変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更は原則認めない。

第11 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書作成のため、公社事業地への現地調査が必要な場合は、あらかじめ公社に連絡し承諾を得ること。
- (3) 提出書類は、すべて返却しない。
- (4) 契約者以外の企画提案内容について、提案者の承諾なしに利用しない。
- (5) 提出した企画提案書を取り下げた場合、今後の公社との契約において不利益な取り扱いを受けない。
- (6) プロポーザルに参加を希望する場合、この募集要領、プロポーザル実施要領、分収造林事業等企画提案書作成マニュアルを熟読し、作成すること。

第12 問合せ先および各種書類の提出先

一般社団法人 滋賀県造林公社 生産販売課 担当 岡・安部
〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
TEL:077-522-8247
FAX:077-521-0345
E-mail apc@morimoribiwako.com